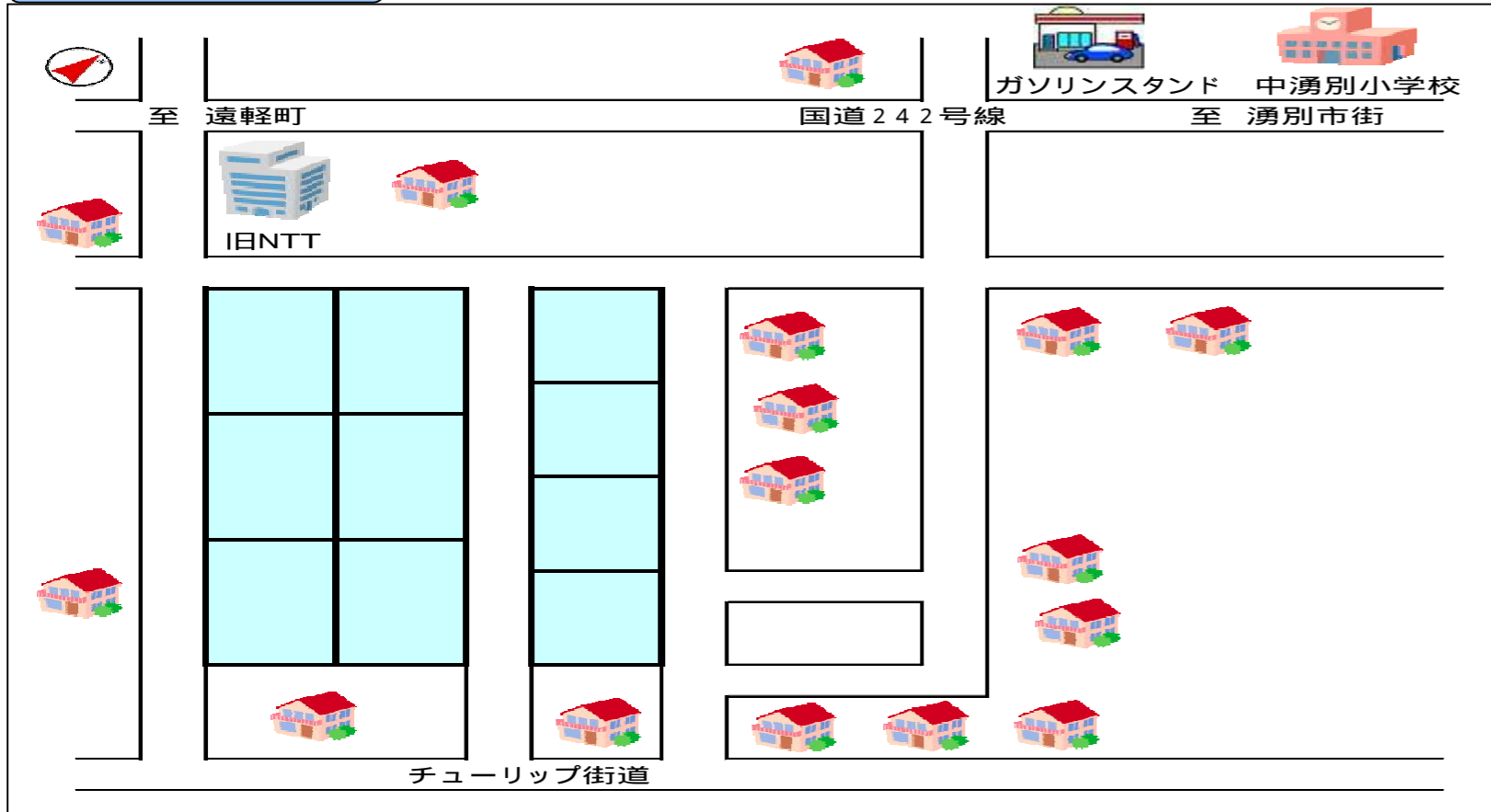


中湧別南団地分譲中！

位置図・区画図



価格表

区画 番号	区画面積		区画寸法 間口(m)×奥行(m)	分譲単価		分譲価格 (円)
	㎡	坪		円/㎡	円/坪	
	516.99	156.38	28.00×18.75	3,630	12,000	1,876,673
	506.26	153.14	27.00×18.75			1,837,723
	506.26	153.14	27.00×18.75			1,837,723
	520.50	157.45	28.00×18.75			1,889,415
	506.25	153.14	27.00×18.75			1,837,687
	506.24	153.13	27.00×18.75			1,837,651
	470.22	142.24	20.50×23.31			1,706,898
	477.84	144.54	20.50×23.31			1,734,559
	477.86	144.55	20.50×23.31			1,734,631
	477.86	144.55	20.50×23.31			1,734,631

分譲内容

申込方法 役場本庁（建設課）、総合支所（建設水道課）に備え付けの申込書に必要事項を記入押印して申し込みください。
分譲地 湧別町中湧別南町
分譲区画数 10区画
分譲条件
 ・用途の指定 申込者本人又は同居する親族が所有し居住する住宅の敷地として利用していただきます。
 ・建築入居制限 土地売買契約成立の日から5年以内に住宅を建築し、かつ、入居していただきます。
 ・土地代金の支払 売買土地の代金については、一括払い若しくは分割払いとします。なお、一括払いについては、契約から3ヶ月以内とします。また、分割払いについては、最大5年間としますが住宅建設時までには、分割払いを終了してください。
 ・連帯保証人 連帯保証人については、分割払いの方について2名必要となります。
 ・所有関係等 売買土地は、申込者本人の所有とさせていただきます。
 ・違約金等 代金支払い前の契約解除については、違約金として契約金額に1日当たり1,000分の1の割合で契約日から申し出日までの日数を乗じた金額を徴収します。その他の契約違反については、売買土地の評価額の10%に相当する額の違約金等を徴収します。

随時受け付けをしていますが、区画は受付順により決定いたします。

各種助成制度

定住促進住宅建設奨励補助金
対象者 町に定住（5年以上生活の本拠地を置き、かつ、住民基本台帳に登録すること。）しようとする者
対象住宅 建物の2分の1以上が自己の居住用、又は居住部分の床面積が80㎡以上の新築住宅。
補助金額 50万円
 なお、町内に事務所を有する住宅建設業者により住宅を建設した場合には、100万円を加算します。
補助期限 平成27年3月31日までです。

クリーンエネルギー補助金
対象者 町内に自ら所有する住宅に居住し（新築住宅を含む）、その住宅に新たに太陽光発電システムを設置（増設）する者
補助金額 新たに設置（増設）した太陽電池の最大出力に、1kw当たり21万円を乗じた額。ただし、84万円を上限とします。
 なお、一つの住宅及び1人の者に対する補助金の適用は1回限りとなります。
補助期限 平成25年3月31日までです。

上記分譲地のほかに、町内には第2はまなす団地（栄町）4区画、美園団地（錦町）1区画、芭露団地（芭露）1区画も分譲中です。